



報道発表資料の配付日時 6月7日(火) 17時30分

発表項目 (行事名)	ヒグマ注意報の発出について(新十津川町、滝川市、砂川市)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 6月3日以降、新十津川町の市街地に近い石狩川沿いを中心に、ヒグマの出没が相次いでいます。</p> <p>○ 当該出没箇所のある側には、新十津川町と滝川市の市街地が、また、当該河川下流部直近には砂川市街地があり、人身被害発生のおそれがあることから、<u>当該2市1町を対象に、ヒグマ注意報を発出し、道民等に注意を促します。</u></p> <p>○ <u>注意報は、本日(6/7)から7/6までの一か月を目安に発出します。</u></p> <p><現地の状況等></p> <p>1 目撃情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/3 新十津川町弥生(工業団地付近) ・6/5 同 町中央(出雲大社裏付近堤防) ・6/6 同 町弥生(弥生排水機場付近堤防) ・6/7 同 町中央(出雲大社裏付近堤防) <p>2 対応状況</p> <p>町は、出没箇所周辺にはこわな1基設置中。 その他、町及び滝川警察署がパトロールを実施中。</p> <p>3 学校関係</p> <p>6/6、6/7、町内の新十津川小学校と新十津川中学校は休校。</p>		
参考	<p>○ 注意報の発出は4月1日に札幌市(三角山の人身事故)に次いで2例目です。</p> <p>○ 注意報発表に併せて、周辺住民にへ注意すべき身近な取組を呼びかけます。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	人身事故発生防止のため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	空知総合振興局	
	同時レク		
担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室(担当者:武田) TEL:011-231-4111(内線24-382)ダイヤルイン:011-204-5988		

北海道ヒグマ注意報等の概要

■ 目的

道内において、ヒグマの市街地出沒や人身被害等が発生した際に、道民や来道者に対して、ヒグマによる人身被害防止などのため、注意報等を発出するもの。

※北海道ヒグマ管理計画 第2章の3(1)①ア(エ)

■ ヒグマ注意報等

- ・ ヒグマ警報（警報）
- ・ ヒグマ注意報（注意報）
- ・ ヒグマ注意喚起（注意喚起）

■ 注意報等の発出

< 警報 >

本庁と振興局で同時発出。
振興局は、関係する市町村に、事前に発出情報を提供。

< 注意報 >

本庁と振興局で同時発出。
なお、発出に当たっては、市町村等の意向を踏まえるものとする。

< 注意喚起 >

本庁は、必要に応じて道民や来道者へ注意を呼びかける。
振興局は、地域の実情に応じて地域の住民へ注意を呼びかける。

◎ 警報と注意報は、住民等に人身被害発生
の懸念があるときに発出

◎ 注意喚起は、ただちに人身被害の発生は
懸念されないが、注意を促す際に発出

< 注意報等の発出イメージ >

今回の発出ケース	市街地付近 (住民などが利用する生活圏)	市街地付近 以外 (ヒグマの生息圏)
人身被害発生	警報	注意報
出沒が頻発	注意報	必要に応じて 注意喚起
農業等被害発生	注意報	
その他		

< 発出基準等 >

注意報等	発出基準	対象区域	期間等
警報	市街地付近で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。	ヒグマが出沒している若しくは被害が発生している市町村又はその区域。 ※ 地理的状況や被害状況を考慮し、隣接市町村を必要に応じて対象に加えることができる。	一ヶ月間を目安 ※ 必要に応じて延長
注意報	市街地付近で、ヒグマが頻繁に出沒、又は、ヒグマによる農業等被害が発生し、一般住民への人身被害の発生が懸念される時。 市街地付近以外で、ヒグマによる人身被害が発生したとき。		
注意喚起	広く一般に又は地域の実情を踏まえて注意を促すとき。	必要に応じ設定可	必要に応じ設定可

注意報等を発出した時は、「ヒグマ出沒時の対応方針」、「ヒグマ人身事故発生時の対応方針」に基づき、必要な対応を行う。

※ 市街地付近とは、市街地等（市街地、集落、人家稠密地域及びその周辺部）、通路、不特定多数の人が利用する公園、観光施設等の区域並びにその周辺部をいう。